## 議案参考資料



令和7年6月三郷市議会定例会

## (議案第43号参考資料)

三郷市議会議員又は三郷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例新旧対

照表

現行

改正案

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、公職の候補者(前条の届出をした 者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の 相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額 のうち、当該契約に基づき作成された選挙運 動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単 価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に 当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該公職の 候補者を通じて法第142条第1項第6号に定め る枚数の範囲内のものであることにつき、委 員会が定めるところにより、当該公職の候補 者からの申請に基づき、委員会が確認したも のに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数 がある場合には、その端数は、1円とする。) を、第7条後段において準用する第2条ただし 書に規定する要件に該当する場合に限り、当 該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビ ラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを 作成する場合の公費負担の限度額は、公職の 候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビ ラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1 項第6号に定める枚数を超える場合には、同号 に定める枚数)を乗じて得た金額(1円未満の 端数がある場合には、その端数は、1円とす る。)とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、公職の候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、公職の候補者(前条の届出をした 者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の 相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額 のうち、当該契約に基づき作成された選挙運 動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単 価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に 当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該公職の 候補者を通じて法第142条第1項第6号に定め る枚数の範囲内のものであることにつき、委 員会が定めるところにより、当該公職の候補 者からの申請に基づき、委員会が確認したも のに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数 がある場合には、その端数は、1円とする。) を、第7条後段において準用する第2条ただし 書に規定する要件に該当する場合に限り、当 該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビ ラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを 作成する場合の公費負担の限度額は、公職の 候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビ ラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1 項第6号に定める枚数を超える場合には、同号 に定める枚数)を乗じて得た金額(1円未満の 端数がある場合には、その端数は、1円とす る。)とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、公職の候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて

得た金額に316,250円を加えた金額を当該選 挙が行われる区域におけるポスター掲示場の 数で除して得た金額(1円未満の端数がある場 合には、その端数は、1円とする。以下「単価 の限度額」という。)を超える場合には、当該 単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの 作成枚数(当該公職の候補者を通じて当該選 挙が行われる区域におけるポスター掲示場の 数に相当する数の範囲内のものであることに つき、委員会が定めるところにより、当該公 職の候補者からの申請に基づき、委員会が確 認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 11条後段において準用する第2条ただし書に 規定する要件に該当する場合に限り、当該ポ スター作成業者からの請求に基づき、当該ポ スター作成業者に対し支払う。

得た金額に316,250円を加えた金額を当該選 挙が行われる区域におけるポスター掲示場の 数で除して得た金額(1円未満の端数がある場 合には、その端数は、1円とする。以下「単価 の限度額」という。)を超える場合には、当該 単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの 作成枚数(当該公職の候補者を通じて当該選 挙が行われる区域におけるポスター掲示場の 数に相当する数の範囲内のものであることに つき、委員会が定めるところにより、当該公 職の候補者からの申請に基づき、委員会が確 認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 11条後段において準用する第2条ただし書に 規定する要件に該当する場合に限り、当該ポ スター作成業者からの請求に基づき、当該ポ スター作成業者に対し支払う。